

平成 15 年 5 月 20 日

「『減損会計及び時価評価の適用に関する緊急検討』に関する意見募集」 に対する意見の概要

1. コメント提出者一覧

[団体等（受付順）]

	名称	備考
CL1	社団法人 日本不動産鑑定協会	（文中略称）不動産鑑定協会
CL2	社団法人 経済同友会	（文中略称）経済同友会
CL3	株式会社 東京証券取引所	（文中略称）東証
CL4	朝日生命保険相互会社	（文中略称）朝日生命
CL5	日本公認会計士協会	（文中略称）JICPA
CL6	信金中央金庫	（文中略称）信金中金
CL7	社団法人 第二地方銀行協会	（文中略称）第二地銀協
CL8	社団法人 全国信用金庫協会	（文中略称）全信協
CL9	住友生命保険相互会社	（文中略称）住友生命
—	全国銀行協会	参考人意見聴取時（平成 15 年 5 月 9 日）の資料と同一の内容（添付省略）

[個人（敬称略・受付順）]

	氏名・所属等（記載のあるもののみ）	
CL10	星 和幸	ファイナンシャル・プランナー
CL11	横山 明	公認会計士
CL12	若松 和也	富士チタン工業株式会社
CL13	堀井 邦彦	三菱証券株式会社
CL14	飯島 紀夫	
CL15	リチャード・ヴェルナー	上智大学専任講師
CL16	青木 雄二	公認会計士
CL17	北村 佳広	北海電気工事株式会社
CL18	小野 行雄 他 82 名	公認会計士・会計士補
CL19	山本 嶋子	朝日監査法人
CL20	吉井 一洋	株式会社大和総研
CL21	矢農 理恵子	公認会計士

2. コメントの概要

固定資産の減損会計に係る強制適用開始時期の延期について

Q1 固定資産の減損会計に係る強制適用開始時期（平成 17 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から）の延期という措置を必要とするか、又は、必要としないか。その理由は何か。

延期が必要であるとする意見

【デフレ対策、経済対策の観点】

1. 固定資産については流動性が低いため、減損会計導入に向け売却圧力が更に強まり、結果として需給バランスを崩し、資産価値の下落を更に加速する懸念がある。（朝日生命、住友生命）早期適用から強制適用の間の期間については、減損損失の段階的な処理など柔軟な処理を認めるべきである。（住友生命）
2. 減損会計が適用された場合の地域経済等への影響は非常に大きい。新たな会計基準の適用を円滑に進めるためにも必要な措置である。（信金中金）
3. 経営環境が悪化している中での適用は、固定資産の価額を実態以上に低く測定しかねない懸念がある。減損損失の発生に伴い企業の財務内容が一層悪化することにより、デフレ経済がさらに進行する懸念もある。（第二地銀協）
4. 金融機関を含め企業部門の収益力が異常に低下している時期における導入は、減損損失の過度な増加に繋がることが懸念され、ひいては、中小企業金融の円滑化に支障をきたす恐れがある。（全信協）

延期は不要であるとする意見

【デフレ対策、経済対策の観点】

5. 会計基準は、あくまで企業の実態を映し出す鏡であり、会計基準を変更しても企業業績の実態が変わるわけではない。（経済同友会、JICPA、吉井氏、矢農氏）
6. 株価形成は企業の努力の結果であり、業績を向上させることが株価の回復・安定につながる。（経済同友会）
7. バブル崩壊による土地価格の下落は、企業の経営を圧迫しているが、減損会計の導入の延期は、問題解決の先送りにすぎない。（不動産鑑定協会）

【実効性の観点】

8. 減損会計については、すでに導入に向けての準備が進められている。強制適用の前に2年間の早期適用期間も設けられており、準備期間は十分である。(不動産鑑定協会、東証、JICPA、小野氏他、矢農氏)
9. 先送りをしても、減損会計を導入しなかった企業が問題ある企業と見られる可能性があるだけである。(吉井氏、山本氏)
10. 海外の機関投資家等約50社に対して行ったアンケートでは、回答者の6割以上がデフレ対策や市場対策にはならず、むしろ逆効果であると回答しており、およそ3割が影響はないと回答している。有効だと回答した企業は5%にも満たない。減損会計の強制適用を延期した場合、株式の投資家のうち8割弱がネガティブな要因として見ると回答している。債券の投資家の場合は、その3割弱が日本の債券を売却し、3割強がネガティブな要因として見ると回答している。(吉井氏)

【財務諸表の信頼性の観点】

11. 企業活動の実態を表す基盤ルールである会計基準を、景気動向や株価で変更することは、日本企業・資本市場・金融システムへの信頼を失墜し、投資家の不信を招く。(経済同友会、東証、堀井氏、小野氏他、矢農氏)
12. 減損会計は、国際会計基準及び米国会計基準で導入されており、欧州についても2005年から域内の上場企業への国際会計基準の適用が予定されている。日本だけその適用を遅らせれば、国際社会から日本の財務諸表に対する信頼性が損なわれることになる。(JICPA、不動産鑑定協会、若松氏、山本氏)

長期保有有価証券の時価評価及び強制評価減の見直し（選択制）について

Q2 「その他有価証券」に分類される時価のある有価証券の「時価評価」と「原価評価」との選択制という措置を必要とするか、又は、必要としないか。そう考える理由は何か。

選択制の導入が必要であるとする意見

【デフレ対策、経済対策の観点】

13. 各企業が保有する株式の放出、厚生年金基金の代行返上等による売却圧力が高い一方、買い手となる個人投資家が十分に育っていない等の環境下では、需給バランスを崩し、株価の下落を更に加速させる懸念がある。(朝日生命、住友生命)

14. 時価会計を適用した場合、マクロレベルでは資産価格の変動性が高まり、景気サイクルは増幅され、景気は不安定なものとなる。(ヴェルナー氏)

【会計理論的な観点】

15. 一時点の株価を用いて時価評価することは、必ずしも適切ではないのではないかと。期末日に株価が一時的に変動した場合、透明性を高めるといふより会計を歪めることとなる。(ヴェルナー氏、飯島氏、住友生命)
16. 時価というのは一部の財の取引価格だから、取引されなかったすべての財をその価格で評価するのは正しくない。取引されなかった財について、市場の取引価格は一種の虚構であり、米国でもキャッシュ・フローを待たずに契約だけで見込みの値上がり益を計上したエンロン事件を契機に、一部の時価会計を改めた。(ヴェルナー氏)

【その他の観点】

17. 株式は、本来、長期保有して企業の財産とすべきものである。決算毎に株式の評価で最終利益が上下しては、長期の経営戦略が立てられない。(星氏)
18. 評価損が生じている際には注記で対応すれば、選択制でかまわないのではないかと。(若松氏)

選択制の導入は不要であるとする意見

【デフレ対策、経済対策の観点】

19. 時価会計を選択制にしても、企業の実態がよくなるわけではない。(吉井氏)
20. コメント 5 及び 6 と同様。(経済同友会)
21. 金融機関の貸し渋りの問題については、会計を取得原価主義に戻すことによるのではなく、自己資本比率の規制を緩める政策によって達成することも可能なのではないかと。(青木氏)

【実効性の観点】

22. どのような企業が原価評価するか検証されないまま制度が導入されると、実効性がないばかりか、マイナスのイメージのみがクローズアップされる。(東証、矢農氏)

23. 金融商品の時価評価はすでに実務に定着しており、企業経営においても時価変動を意識した経営が行われている。(小野氏他)
24. 海外の機関投資家等約 50 社に対して行ったアンケートでは、回答者の 7 割強がデフレ対策や市場対策にはならず、むしろ逆効果であると回答しており、およそ 15%が影響はないと回答している。有効だと回答した投資家は 5%強に過ぎない。時価会計を選択制にした場合、株式の投資家のうち 15%程度が日本株を売却し、7 割弱がネガティブな要因として見ると回答している。債券の投資家の場合は、その 2 割弱が日本の債券を売却し、5 割がネガティブな要因として見ると回答している。(吉井氏)
25. 時価情報の注記を条件に原価法の選択を認めるという考え方もある。しかし、アンケート結果によれば、回答者の約 4 分の 3 は、そのような考え方に反対している。投資家の情報収集能力には格差があり、特に個人投資家の場合は注記情報を入手・分析するのにコストと時間を相当要する。(吉井氏)

【財務諸表の信頼性の観点】

26. 日本の会計理論のあり方について内外から疑問が呈される。日本の企業及び開示制度の信頼性を損ねる。(JICPA、小野氏他、吉井氏、矢農氏) いわゆるレジェンド問題の解決に悪い影響を与える。(JICPA) IFRS とのコンバージェンスに逆行する。(矢農氏)
27. 企業間の比較可能性が著しく損なわれ、利用者の混乱を招く。(JICPA、矢農氏)
28. コメント 11 と同様。(経済同友会)

【基準の公正妥当性の観点】

29. 原価法と時価法は対立する考え方であり、同じ項目についてその選択を認める会計基準は、「一般に公正妥当と認められる会計基準」とはいえない。(JICPA)

【商法との関係】

30. 「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」では、「時価の変動を適時に顕在化させていくことは、商法における債権者保護の観点からも重要な要請」とされており、商法上の資本充実及び債権者保護の原則にも反する。(JICPA)
31. その他有価証券で時価評価すると純額で評価差損となっているものを原価評価すると、配当可能利益について実態のない増加が生じる可能性があり、健全ではない。(JICPA)

Q3-1「その他有価証券」に分類される時価のある有価証券の「強制評価減の処理（減損処理）」と「強制評価減をしない処理」との選択制という措置を必要とするか、又は、必要としないか。そう考える理由は何か。

選択制の導入が必要であるとする意見（時価評価の選択制と同趣旨なものは除く）

（時価評価の選択制と同趣旨なものを除き）特になし

選択制の導入は不要であるとする意見（時価評価の選択制と同趣旨なものは除く）

【会計理論の観点】

32. 有価証券の減損処理は、企業の財政状態を適正に表示する金融商品会計の原点であり、選択制を認めることは「一般に公正妥当と認められる会計基準」とはいえない。（JICPA）
33. 有価証券の減損処理は、有価証券の時価評価が導入される以前からわが国の実務に定着している会計慣行であり、減損処理しないという新たな取扱いを認める合理的な理由はない。（小野氏他、吉井氏）

【商法との関係】

34. 商法上も、資本充実及び債権者保護の原則に基づき、強制評価減の処理が要求されており、これらの原則を尊重すべきである。（JICPA）

【監査との関係】

35. 「監査基準」では、経営者が採用した会計方針の選択及び適用方法が会計事象や取引の実態を適切に反映するものかどうかにも評価しなければならないとし、監査人に実質判断を要求しているため、選択性の導入は実務を非常に混乱させることになる。（時価評価の選択制についても同趣旨）（小野氏他）

選択制の導入は不要とした上で現状の方法を変更すべきとの意見

【会計理論的な観点】

36. 明らかに回復可能性のない個別銘柄に対して強制評価減を行わないことは考えにくい
が、資産デフレ下において個別銘柄にとどまらず市場全体が急激に下落した場合、一
時点の株価を基準とすることは、必ずしも適切ではないのではないかと。（住友生命）
37. 選択制は不要である。ただし、現行の基準では、個々の銘柄ごとに 50%以上下落した
場合に「著しく下落した時」にあたるとしているが、現下の株式市場全般の下落がデ
フレの深刻化に大きな影響を及ぼす悪循環に陥っている中では、株式の発行体が破綻
していない状況で、一般的な株式市場の下落に伴いその株価が下落しているのであれ
ば、50%を超えて下落していても減損処理の対象としないとする基準を考えるべき。
（青木氏）

**Q3-2「その他有価証券」に分類される時価のある有価証券以外のもの（「満期保有目的の債
券」、「子会社株式及び関連会社株式」及び時価のない「その他有価証券」）についても、
強制評価減をしない処理」との選択制という措置を必要とするか、又は、必要としない
か。そう考える理由は何か。**

選択制の導入が必要であるとする意見

特になし

選択制の導入は不要であるとする意見（Q3-1 と同趣旨のものは除く）

38. 今回の検討の前提となっているデフレ対策とは直接関係ない。（住友生命、青木氏）

その他の意見（本件に対する概括的な見解等）

39. 会計基準の議論は、日本の置かれている状況も踏まえて、グローバルな視点で議論す
べきである。（横山氏）
40. 財務諸表は、企業の財政状態及び経営成績を正確に表すべきものであり、政策的配慮
から変更は加えるべきではない。企業への配慮は、優遇税制など、他の方法で実行す
べきである。（若松氏）

以 上